

緑誠蘭高等学校について

〈認可事項〉 広域通信制課程に係る学則変更

- 1 変更理由 (1) 科目別履修生制度の導入
 (2) 学校設定科目の校納金の変更
 (3) 令和4年度以降入学生の教育課程表変更（新学習指導要領対応）
- 2 学校概要
- (1) 目的 教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、中学校教育の基礎の上に、広域通信制（長野県・岐阜県・愛知県）による高等学校教育を施し、自然豊かな環境の中で信州学を学ぶことを通して、誠実にして豊かな情操を持ち、社会で生き抜く実力のある人を育てることを目的とする。
- (2) 名称 りょくせいらん
 緑誠蘭高等学校
- (3) 位置 木曾郡南木曾町吾妻蘭 3 8 5 9 番 3 9
- (4) 設置者等
- ①設置者 愛知県知立市池端 1 丁目 1 3 番地
 学校法人 山本学園
 理事長 やまもと なおあき
 山本 直明
 平成 24 年～ 学校法人山本学園理事長
- ②校長 ながさか まさかず
 長坂 雅和
 令和 2 年～ 緑誠蘭高等学校校長
- 3 変更内容
- (1) 変更時期 令和 4 年 4 月 1 日
- (2) 科目別履修生制度の導入
- ①対象 緑誠蘭高等学校の卒業生
- ②導入の理由
 不登校等を経験した生徒で、通信制課程での学びの中で立ち直り、高等学校の卒業要件を満たした者について、生活習慣を整えるなど、社会に進出するための準備期間とすることができる学びの環境を用意するため。

③納入金

項目	新	備考
入学金	20,000 円	
授業料 1 単位	12,000 円	
施設設備費 1 期	10,000 円	5 期制
コース料	100,000 円	ライセンスコース選択者のみ

(3) 学校設定科目の校納金の変更 (変更科目のみ)

科目	新	旧
信州学	<u>10,000 円</u>	9,000 円
ブッシュクラフト	<u>18,000 円</u>	10,000 円

(4) 令和4年度以降入学者の教育課程変更 (新学習指導要領対応)